

令和4年1月 河北町農業委員会総会（第1回）

令和4年1月25日（火曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

|     |        |    |     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 高橋 清   | 委員 | 2番  | 逸見 三和子 | 委員 | 3番  | 今田 好行 | 委員 |
| 4番  | 奥山 ちか子 | 委員 | 5番  | 岡崎 学   | 委員 | 6番  | 関 紀子  | 委員 |
| 7番  | 堀 和彦   | 委員 | 8番  | 原田 康雄  | 委員 | 9番  | 奥山 喜幸 | 委員 |
| 10番 | 後藤 慶治  | 委員 | 11番 | 齋藤 仁   | 委員 | 12番 | 堀米 武  | 委員 |

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

増川 仁 農業委員会事務局長兼農林振興課長  
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和4年1月25日（火曜日）午後1時52分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 増川事務局長

令和4年1月の河北町農業委員会総会を始めたいと思います。新年度と新しい河北町庁舎で初めての総会となります。よろしくお願ひいたします。快適な庁舎となっておりますので、皆さん、どうぞご利用ください。では開会ということで会長よろしくお願ひ

します。

○ 堀米会長

皆さん1月ということで、改めてよろしくお願いします。毎回毎回同じような感じで昼のニュースでコロナがこれまでに県内で最高人数出たとやっていました。オミクロンだかわかりませんが、考えられないくらいの数字で出ているわけなんです、河北町だけが出ていませんでした。河北町の周りは全部出ていました。これからも出ないとは言えないんですが、我々委員やがんばっている農家の人の中からは極力出ない、出さないよう気をつけた形で営農や農業委員会活動を頑張っていくよう、ひとつよろしくお願いします。今日早速4月からの予定表ありますが、12月1日に臨時ということで、これは新しい農業委員の辞令交付だと思いますけども。会場が301ということで、別にこの会場でなくてもいいのではないかと事務局長との話していたところでした。農業委員として毎月総会を行っているわけなんです、なかなか4階に上がるなどないので、4階でやってもいいのではないかと、思ったところでした。

それでは、1月の総会ということで、今まで申し上げたような諸事情ですので、内容もそれほど多くないようです。ご協力を得た形の中で、短時間で終われるようよろしくお願いします。以上です。

○ 増川事務局長

ありがとうございました。

では誤字につきましては、次第に基づきまして会長に座長になっていただいで進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員について私の方から指名させていただきます。7番 堀委員、8番 原田委員、2名の方、よろしくお願いします。

それでは日程第2議案の審議に進みます。報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座ったままで失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

はじめに、申請番号66番 所在地 大字溝延字松木壇（マツキダン）●●●●、畑、1,014㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続されたものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらおうとのことでした。

続きまして、申請番号67番です。所在地 西里字治部橋（ジブハシ）●●●●、畑、ほか5筆で計5, 888㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらおうとのことです。天満●●●●及び●●●●を除き、あっせん希望とのことです。

続きまして、申請番号68番です。所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、ほか5筆で計9, 928㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらおうほか、畑については草刈管理してもらおうとのことです、あっせん希望とのことです。

続きまして、資料の2ページ、申請番号69番です。所在地 大字谷地字下釜（シタガマ）●●●●、畑、ほか8筆で計10, 780㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらおうとのことです。

続きまして、申請番号1番、所在地 大字田井字胡和勢（コワセ）●●●●、畑、ほか2筆で計1, 562㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、申請番号2番です。所在地 大字谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、ほか4筆で計4, 044㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

以上6件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました。この件について、皆さんからご意見等あればお受けいたします。ありますでしょうか。

はい、ないと認めます。この相続の届け出に関してはこのまま進めていただきたいと思えます。

続きまして、報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の3ページをご覧ください。報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号1番、所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、畑、466㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第2号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただくものになりますが、売買のためということです。

続きまして申請番号2番及び3番、所在地 大字岩木字岩木（イワキ）●●●●、樹園地、1, 148㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、議第2号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただくものになりますが、売買するためとのことです。

以上3件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい只今合意解約の件、事務局より説明ありました。このことについて皆さんから何か質問等ありましたらお受けいたします。はい、無いようですので、この件に関してもこのまま取り進めますのでよろしく申し上げます。

続きまして議第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは議案書の4ページをご覧ください。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番、賃借権の設定です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか2筆で計3, 667㎡です。渡し人は、●●●●保佐人 ●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号2番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、ほか4筆で計8, 321㎡です。渡し人は、●●●●さんで、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上2件になります。よろしく申し上げます。

- 議長（会長）

説明ありました。これに関して現地確認された方、報告をお願いします。
- 奥山（ち）委員  
はい、1番、谷地の東にある田んぼなんですけれど、この方は私の方のライスセンターで刈り取りもしますし、きちんと耕作している田んぼで問題ありません。
- 議長（会長）

次、2番。
- 後藤委員  
はい、●●●●さんに関しましては、お父さんが亡くなったばかりで、農業やっている若手でこれから頑張ってもらわなきゃならない方で、私の方でも応援しながら頑張っていたいくので問題ないかと思います。
- 議長（会長）

ちなみに、●●●●さんて、●●●●さんの息子？
- 後藤委員  
はい、そうです。
- 議長（会長）

はい、以上2件の現地確認の報告がありました。これについて皆さんから質問等ありましたらお受けいたします。ありませんか。ないと認めます。それでは賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成ですので許可いたします。

次に、議第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局よりお願いします。
- 事務局（奥山）

はい、それでは資料の5ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。6ページが総括表になります。

所有権移転が6件と、賃貸借設定が7件になります。

資料の7ページをお開きください。所有権移転です。

申請番号1番、所在地 谷地字置上（オキアゲ）●●●●、樹園地、1、014㎡1

筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当300,000円で、総額304,200円です。

次に、申請番号2番、所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、畑、466㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当429,185円で、総額200,000円です。

次に、申請番号3番、所在地 大字溝延字吉原（ヨシワラ）●●●●、田、1,437㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当100,000円で、総額140,000円です。

次に、申請番号4番、8ページまでわたりますけども、所在地 大字溝延字吉原（ヨシワラ）●●●●、田、ほか18筆で計17,715.93㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当50,000円及び100,000円で、総額1,320,000円です。

次に、資料8ページ、申請番号5番、所在地 谷地字馬場（ババ）●●●●、畑、248㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当403,200円で、総額100,000円です。

次に、申請番号6番、所在地 大字岩木字岩木（イワキ）●●●●、樹園地、1,148㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は無償での贈与となります。

続きまして、資料9ページ 貸借権設定です。

申請番号7番 所在地 谷地字置上（オキアゲ）●●●●、樹園地1,990㎡1筆です。渡し人が、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。新規契約となりますが、理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次の申請番号8番から13番の貸借権設定については、いずれも地区の調整会議等で協議なったものでありますので、それぞれの説明は、省略させていただきたいと思います。

以上13件になります。よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

只今説明ありました案件について、皆さんから何かありませんか。はい、今田委員。

- 今田委員  
3番4番の●●●●さんの売買の件なんですけども、●●●●さん農業者年金もらってると思いますが、●●●●さんに何年前に経営移譲ってたんでしょね。農業者年金で経営移譲して10年たたないと、農業者年金の減額が発生すると思うんだけども。その辺のからみは。
- 事務局（奥山）  
確認してもらいますけども、経営移譲年金はもらってなかったように思います。
- 今田委員  
経営移譲年金でなくても農業者年金もらってだべ。経営移譲した人が売買しても減額ならないの。
- 事務局（奥山）  
第三者売買で減額なるのは、経営移譲年金をもらってる場合。ただの老齢年金だと関係ないんです。
- 今田委員  
更新後だったらと何でもありだよな。
- 事務局（奥山）  
更新後だと大丈夫です。経営移譲年金だとしても。ちょっとお待ちいただいて確認してきてよろしいでしょうか。

———確認中———

- 事務局（奥山）  
確認したところ、●●●●さんについては、ただの老齢年金でした。
- 今田委員  
経営移譲したのは何年前？
- 後藤委員  
経営移譲はしてないんだず。●●●●さんとの売買は今回初めてだから。
- 今田委員  
んじゃ減額はならないってこと。

- 事務局（奥山）  
減額なる年金ではないということです。
- 今田委員  
了解しました。
- 議長（会長）  
ちなみに、●●●●さんと●●●●さんていうのはどういう関係。
- 今田委員  
義理の娘婿です。
- 議長（会長）  
そうか。はい、高橋委員。
- 高橋委員  
いいですか。6番の売買価格が無償でことだけでも、無償でことは贈与になって贈与税かかると思うんだけど。1,000円とか1万円とかつければ売買なんだべけどもよ。無償っていうと何なるんだや。
- 事務局（奥山）  
贈与税に関しては、いくらでも売買したらかいいってものではなくて、その農地の評価額によるものですから、すごく安い価格で売買したとしても、贈与税はかかります。ただ、農地の場合、贈与税の控除ができる額がありまして、この場合の農地の評価額は贈与税が発生するほどではなかったかと思えます。
- 高橋委員  
わかりました。
- 議長（会長）  
山口だべ。山口あたりは安いんだ。はい、今田委員。
- 今田委員  
もう一つ。基盤強化法を使えるには認定農家でないと使えないんでしょうか。
- 事務局（奥山）  
使える対象の方は、認定農業者か、あっせん名簿登録者となっています。

- 今田委員  
あっせん登録ていうのは。
- 事務局（奥山）  
あっせんを受けようとして名簿に登録している方。近年はいないんですけども、平成30年くらいには新規登録ありましたが。
- 今田委員  
それは担い手、人・農地プランに入ってる人とかではないのか。
- 議長（会長）  
面積要件ある。
- 事務局（奥山）  
基盤強化法で契約できるのは、認定農業者又は、あっせん名簿登録者ていうのは、130a以上の農地を営んでいるかどうか基準になりますけども、中間管理事業のように人・農地に載ってる方という要件はないです。
- 今田委員  
基盤強化法で契約すると800万円まで控除あるんだべ。この800万ていうのは1取引についてか。
- 事務局（奥山）  
1年間ですね。税金なので年1回の申告で控除なります、ということです。
- 議長（会長）  
いっぱいある時は年をまたいでやればいいんだ。
- 今田委員  
ああ、ほういうことか。
- 議長（会長）  
そのほかありませんか。何もなければそのまま取り進めてよろしいでしょうか。  
———了解の声あり———  
はい、では今日の議題は全て終了いたしました。  
以上で総会の方は終わります。

午後2時18分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年1月25日

河北町農業委員会総会議長

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---